シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーの発達と税制の課題*1

森信 茂樹*2

デジタル経済の発達に伴い、シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーが発達し、新たな成長機会や雇用機会が創出され、プラットフォームを通じて、単発の契約に基づき 労務を提供するギグ・ワーカーが増えている。一方で、既存の法律や制度、とりわけ税制 や社会保障制度がミスマッチを起こしており、結果として、無申告・過少申告といったタックス・ギャップ(Tax Gap)の拡大や、自営業者と給与所得者の税負担の公平性、さらに は申告利便性の問題を生じさせている。

ギグ・ワーカーと給与所得者との税負担の公平性の問題に対しては、ギグ・ワーカーへの給与所得者並みの経費概算控除の導入を、タックス・ギャップの拡大については、資料情報制度の拡充とプラットフォーマーによる源泉徴収制度の導入を検討すべきだ。申告の手間については、欧州諸国が導入している記入済み申告制度にならい、マイナポータルを活用した日本型記入済み申告制度の導入が必要だ。税制のデジタル化は、新型コロナウイルス問題への対応にも大いに役立つ。

キーワード:ギグ・エコノミー,シェアリング・エコノミー,プラットフォーマー,記入済み申告,源泉徴収,資料情報制度,新型コロナウイルス対策

I. 拡大する新しい経済―シェアリング·エコノミー, ギグ·エコノミー

デジタル経済の発達に伴い、個人が保有する 遊休資産(場所、乗り物、空きスペースなど) や労働・スキルなどを個人間でシェア(貸借や 売買や提供)して収入を得る「シェアリング・ エコノミー」という新たな経済が生まれている。 新たな成長機会や雇用機会が創出されるという ことで、経済の活性化の起爆剤として世界的に 注目されている。仲介サービスの代表例として は、配車サービスのウーバー(わが国ではまだ本格サービスは認められていないが)や、民泊仲介サービスのエアビーアンドビー、人材仲介のクラウドワークス、家事代行サービスのエニタイムズなどがあげられる。

わが国でも、仲介サービスプラットフォーム を通じて遊休人材が有効活用されたり、地方の 遊休資産・観光資源の掘り起こしが行われたり

^{*1} 本研究について、東京財団政策研究所がメンバー全員での議論の場を提供していただいたことを感謝申し上げる。

^{*2} 東京財団政策研究所研究主幹/財務省財務総合政策研究所特別研究官

するなど地域再生に役立つ事例も増えている。

一方、インターネットのプラットフォームを通じて、単発の契約に基づき労務を提供するギグ・ワーカーも増えており、先進諸国では「ギグ・エコノミー」としてとらえ、税制や社会保障の問題を包括的に取り上げる検討が始まっている。

おりしもわが国では、民泊が始まり、安倍内閣の下で「働き方改革」も進んでいる。とりわけ後者は、これまでのわが国の終身雇用と年功序列賃金という日本型雇用慣行を改めて経済の潜在成長力を高める政策といえる。勤労世代の縮小がわが国経済の重荷となる中で、生産性向上への起爆剤となる可能性もある。この中で、副業・兼業が推奨されており¹⁾、所得より自由時間を優先するという若者たちの価値観の変化もあり、わが国でも今後ギグ・エコノミーは急速に拡大していく可能性が高い。

このような新たな経済・社会の動きに、様々な既存の法律や制度、とりわけ税制がミスマッチを起こしており、結果として、タックス・

ギャップ (Tax Gap) の拡大や自営業者と給与 所得者の税負担の公平性, 申告利便性の差異と いう問題を生じさせている。

そこで本稿では、シェアリング・エコノミーやギグ・エコノミーに注目し、税制上のミスマッチや課題を検討しつつ、そのような新たな経済社会を支える税制のインフラやそのあり方を考えてみることとしたい。その際には、新たなビジネス機会の芽をつぶさないようにするという観点が重要なことは言うまでもない。米国では2005年から15年にかけてフルタイム雇用者は全く増加していないが、ギグ・エコノミーの下で働く人は67%増加した²⁾といわれており、わが国にも同様なことが生じるのは時間の問題ともいえよう。

なお本稿では、ギグ・ワーカーについて、クラウドワーカー、フリーランスなど呼び名は異なるが、インターネット上のプラットフォームを通じて不定期に労務やスキルを提供する者、というような意味で使うこととしたい。

Ⅱ. ギグ・エコノミー. ギグ・ワーカーの特色

ギグ・エコノミー, ギグ・ワーカーは, これまでの伝統的な経済と比べて以下のような特色がある。

第1に,事業者と労務提供者の間に,インター

ネットのプラットフォームという仲介機能が介在し、そこを通じて資金や情報のやり取りが行われる場合が多いということである。

契約は、労務提供者と発注事業者との間で行

^{1)「}働き方実行計画(2017年3月28日)」では、テレワークについて、「時間や空間の制約にとらわれることなく働くことができるテレワークは、子育て、介護と仕事の両立、多様な人材の能力発揮が可能となり、副業や兼業は、新たな技術の開発、オープンイノベーションや起業の手段や第2の人生の準備として有効である」と重要性を指摘し、事業者と雇用契約を結んだ場合を「雇用型テレワーク」、請負契約で働く場合を「非雇用型テレワーク」と区分したうえで、後者について、インターネットを通じたクラウドソーシングの拡大により仕事の機会が増加していると述べ、さらに「非雇用型テレワーク」は、過重労働、不当に低い報酬・遅延など様々なトラブルに直面しているとする一方で、その法的保護については、「非雇用型テレワークを始めとする雇用類似の働き方が拡大している現状に鑑み、その実態を把握し、政府は有識者会議を設置し法的保護の必要性を中長期的課題として検討する。」と先送りしている。また、複数の事業所で働く「マルチジョブワーカー」についても、「雇用保険及び社会保険の公平な制度の在り方、労働時間管理 及び健康管理の在り方、労災保険給付の在り方について、検討を進める。」とこれも先送りである。

²⁾ マクガバン著「ギグ・エコノミーの襲来」CCC メディアハウス

われ報酬等も事業者から支払われるが、プラットフォームが、契約の仲介や支払いなどに大きな役割を果たしていることが特徴的である。

報酬は、契約の時点で発注事業者からプラットフォームに仮払いを行い、契約が完了するとプラットフォーマーが利用料を差し引いて受注者(労務提供者)に支払う仕組みがとられていることが多い。また支払い等関係者に関する記録は、電子的にプラットフォーマーの手元に残る場合が一般的である。

第2に、そこで労務を提供する人々は、比較 的若者や専門性の高い人が多く、所得より時間 を優先する価値観を有していたり(その結果中 低所得が多い)、副業・兼業として働いていた りということで、一定の資本を活用し「自己の計算と危険」で(リスクを取って)所得を得る 小売事業者やレストラン経営者といった伝統的 な自営業者より給与所得者に近い働き方で、雇 用的自営と称され³⁾、自営業者か給与所得者か という問題が存在する。

第3に、インターネットを介しての契約なので、エアビーアンドビーなどのようにプラットフォーマーが海外に存在する場合もあり、グローバルな広がりを持つことから、労務や資産の提供者、発注事業者や消費者など関係者の情報入手についての困難性という問題を生じさせる。いいかえれば、情報の入手には、国際的な枠組みの構築が必要となるということである。

Ⅲ. プラットフォーマーの機能と税制

シェアリング・エコノミー, ギグ・エコノミー の中心的役割を果たすのはプラットフォームと それを運営するプラットフォーマーである。

プラットフォーマーは、企業と市場の中間的存在と位置づけられ、マッチング機能や決済インフラを提供する。シェアリングサービスの提供者に対する支配力は、サービス内容やプラットフォーマーにより種々である。ウーバーやエアビーアンドビー など世界最大のタクシー会社や宿泊事業者にたとえられるプラットフォー

マーがある一方で、参入障壁が低いため新規参入も多い。ネットワーク効果の働くシェアリング・エコノミーでは、初期の段階では競争優位に立つために利益を確保することよりも顧客基盤を拡げることが優先されるという特色もある。

このようにデジタル社会においてプラットフォーマーは、経済社会に不可欠な基盤を提供し運営管理しているが、それに伴う透明性・公平性、さらには社会的責任論などの議論が出てくる⁴。

- 3)「伝統的自営業」とは、農林漁業、製造業、小売・卸売店主など取引先との関係で使用従属性の低い従来型の自営業をいい、「雇用的自営等」とは、建築技術者やSE、保険代理人・外交員など使用従属性の高い自営業主が多く含まれる職種をいう。この区分は、山田久「働き方の変化と税制・社会保障制度への含意」(平成27年9月3日政府税制調査会資料)による(政府税制調査会平成29年9月26日)。本稿では前者の働き方をする者を「伝統的自営業者」、後者を「雇用的自営業者」と区別して使うこととする。
- 4)プラットフォーマーについては、わが国でも総務省・経産省・公取委において、「デジタル・プラットフォーマーを巡る取引環境整備に関する検討会」が設置され検討が進み、「デジタル・プラットフォーマー取引透明化法案」(仮称)が 2020年通常国会で審議される予定である。プラットフォーマーに対し、取引先との契約条件を開示し、契約変更を事前通知することを義務づけたり、運営状況について政府に定期的に報告することを求める内容となっている。

なおプラットフォームの規制については米国で様々な議論が行われているが、プラットフォームと商取引の分離を主張する論文として Lina M. Khan, The Separation of Platforms and Commerce, Columbia Law Review 119(4), May, 2019 がある。

プラットフォーマーは法人形態をとることが多い。その収益入源は、シェアリングサービスや労働仲介の提供者、購入者からのプラットフォーム利用料および手数料に加えて、そこなら得られたビッグ・データを活用することにより、広告料やライセンス料など他の名目の収入もある。

外国法人の場合、日本国内に課税の根拠となる PE を持たないことが多く、わが国法人税の課税対象外となり、情報の入手もむつかしく、公平性や競争条件の問題が生じている。この問題は、G20、OECD でデジタル経済の下での税制のあり方として現在検討が続けられており、2021 年中に結論を出す予定となっている。

わが国で単発の労務提供について事業者(発注者)と労務提供者(受注者)を仲介する典型的なプラットフォーマー(クラウドソーシング)を例にとり、関係を簡略に示すと、図1の通り。

発注者と受注者はプラットフォーム上で結び つき、契約前交渉もプラットフォームを経由し て行う。直接連絡は原則禁止されている。過去 に発注した相手を指定して仕事を依頼すること は可能である。業務委託契約は発注者と受注者 の契約となる。報酬は、契約の時点で発注者からプラットフォーマーに仮払いを行い、契約が完了すると、プラットフォーマーが利用料を差し引いて受注者に支払う。支払い方法によっては別途決済手数料がかかる場合がある。発注者に利用料はかからない。

プラットフォーマーは、受注者、発注者の双 方から収入があり、法人税と消費税の納税義務 が発生する。非居住者でも利用ができる場合に は、発注者、受注者のいずれもが非居住者の場 合は国外取引となり消費税は不課税である。

受注者は、役務提供の対価として得た報酬・料金が収入となる。受注者が内国法人であれば 法人税と消費税、個人の居住者であれば所得税 と消費税、非居住者(外国法人および個人)で あれば国内源泉所得税と消費税が関係する。個 人の場合は、居住者であれば、事業所得を生ず べき事業に該当するかどうかにより事業所得ま たは雑所得に区分され、事業所得に該当すれば 損益通算の対象になる。給与所得者は、給与以 外の所得金額が20万円以下の場合は、申告義 務がない。ただし、報酬・料金等が原稿料や講 演料に該当する場合は、国内法に従い発注者が 源泉徴収を行う。また個人事業者は、前々年の

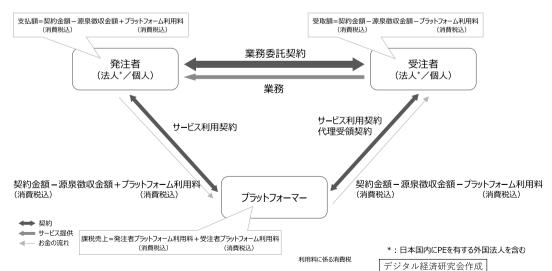


図1 クラウドソーシングの典型スキーム(発注者・受注者・プラットフォーマーとも国内)

課税売上高が1,000万円を超える場合は消費税の課税事業者となる。非居住者の場合は、国内で人的役務を提供した場合には国内源泉所得の対象となり、発注者が源泉徴収を行う。提供した役務が電気通信役務の場合には消費税の課税対象となり、基本的には国外事業者申告納税方式による申告納税義務が課される。電気通信役務の提供に該当しない場合は、消費税は不課税である。多くは、課税売上高が1,000万円以下

の免税事業者に該当すると思われる。

発注者は、基本的には課税関係が生じないが、個人または外国法人から源泉徴収の対象となる 役務の提供を受けた場合には、源泉徴収義務が 生じる。ただし現行の源泉徴収制度は、所得税 法 204 条と施行令 320 条で限定列挙されている が、「ラジオ・テレビへの出演」は含まれるが「ネット動画への出演」は含まれないなど、デジタル 経済に適切に対応しているとはいいがたい。

Ⅳ. ギグ・ワーカーの税制上の課題

ギグ・エコノミーの下で労力などを提供する ギグ・ワーカーは、働き方等から、伝統的自営 業者とは異なり雇用的自営業者と称されるが、 わが国税制上は同じ自営業者となり、給与所得 者とは異なる区分なので、以下のような税制上 の問題を生じさせている。

第1に、所得区分により税制上の取り扱いが 異なることからくる税負担の公平性の問題であ る(表1参照)。

わが国所得税は、所得を10に分類し、給与所得と事業所得・雑所得を明確に区別している。 給与所得は、源泉徴収、年末調整、給与所得控除(概算控除)がいわば3点セットとなっており、年末調整の結果多くの給与所得者は税務署に申告をすることが不要とされている⁵⁾。

一方事業所得は、経費の概算控除や源泉徴収制度はなく、自ら申告をする義務を負い、予定納税制度が導入されている。ただし、税理士、弁護士、司法書士などに支払う報酬に対しては、源泉徴収制度が導入されている。

ギグ・ワーカーは労務の提供を主とする雇用 的自営業者で、その実態は給与所得者に近いが、 税制上は自営業者と区分される。

給与所得とは、わが国の判例によると「空間的・時間的拘束の下で従属的・非独立的な労務提供の対価」⁶とされており、雇用契約を結んでいるから給与所得とは限らず、雇用契約がなくても給与所得になる例もある⁷⁾。一方事業所得とは、「自己の計算と危険において独立して営まれ、営利性、有償性を有し、かつ反復継続して遂行する意思と社会的地位が客観的に認められる業務から生ずる所得」である⁸⁾。

また、雑所得は、事業と類似しているものの 事業とは言えない経済活動の成果で、サラリー マンの副業・兼業はこれに当たる例が多いと思 われる。

しかし働き方が多様化する中「空間的・時間的拘束」「自己の計算と危険において独立して営まれ……」という区分が通用しなくなっており、ギグ・ワーカーなどの場合には判然としない例が多く、自営業者(事業所得)なのか雇用

⁵⁾ なお年末調整制度は、「課税の基礎となる給与所得情報などを直接保有し、被用者と密接かつ継続的にかかわりのある雇用者のような場合に適している」といわれている。政府税制調査会17年6月19日資料

⁶⁾ 日フィル事件 (東京高判 S47.9.14) など

⁷⁾ ストックオプション事件(最判 H17.1.25) など

⁸⁾ 弁護士顧問料事件(最判 S56.4.24) など

者(給与所得)なのかの区分,さらにはそこから生じる税制上の異なる取り扱いの問題が生じてくる。このような問題は、消費税についても生じている。

事業所得と雑所得の区分も重要である。事業 所得は、給与所得など他の所得との損益通算や、 青色申告を要件に損失の繰越控除ができるが、 雑所得であれば、他の所得との損益通算や損失 の繰越控除はできない。

第2に、タックス・ギャップの拡大である。 ここでいうタックス・ギャップとは、無申告・過 少申告の増加、それに伴う税収減や納税モラル の問題まで含んだ概念として使うこととしたい。

インターネット上のプラットフォームを介して、個人が保有する遊休資産(場所、乗り物、空きスペースなど)や労働・スキルなどを個人間でシェア(貸借や売買や提供)するシェアリング・エコノミーが発達すると、市場参加者の収入情報の入手が困難になりタックス・ギャワーカーにはこれまで税務申告経験のない者が当られる。また少額で複数のところから所得を付る多い。また少額で複数のところから所得を得るような場合、経費に関して帳面を付ける習慣もないことから申告水準は低くなりタッ々交換アプリ⁹⁾などの発達により、そもそもの課税が困難になるとも考えられる。

先進諸国では、 タックス・ギャップをいかに

少なくしていくかということが大きな政策課題となっている¹⁰⁾。一方わが国では政府の公式な推計も行われておらず、この点の認識は高くない。もっとも最近では国税庁も「シェアリング・エコノミー等新分野の経済活動への的確な対応」(2019年6月)を公表して、タックス・ギャップへの対応に関心を寄せている。

第3に、申告の手間・負担の相違からくる問 題である。

自営業者は、自ら税務申告を行い中間申告の義務も負う。一方給与所得者は、源泉徴収と会社による年末調整により、医療費控除などがある場合を除き、原則申告不要となる。このような双方の申告の手間の相違はタックス・ギャップを生じさせる要因ともなりうるので、ギグ・ワーカーの申告の手間の簡素化を考えていく必要がある。

表 1 給与所得・事業所得・雑所得の比較

- ・給与所得は、源泉徴収、年末調整、給与所得控除という経費の概算控除がセットとなっており、年末調整の結果 多くの給与所得者は税務署に申告をすることが不要とされている。
- ・事業所得は,経費の概算控除,源泉徴収制度はなく,自ら申告をする義務を負い,予定納税制度が導入されている。 ただし,税理士,弁護士,司法書士などに支払う報酬に対しては,源泉徴収制度が導入されている。
- ・事業所得と雑所得の区分。事業所得は、給与所得など他の所得との損益通算や、青色申告を要件に損失の繰越控除ができるが、維所得は、他の所得との損益通算や損失の繰越控除はできない。

⁹⁾ Time Banks USA は、個人の時間を通貨として相互間の役務提供の交換を行うプラットフォームである。 時間という単位を使っての物々交換といえる。

¹⁰⁾ 米国では、米国財務省及び米国歳入庁 (IRS) が、英国では税制当局がタックス・ギャップを推計し公表している。

V. ギグ・エコノミーに対応した税制の構築

そこで、そのような問題に対応するために、(1)税負担の公平性の確保―経費控除の見直し、(2)タックス・ギャップへの対応、(3)申告手間の簡素化―マイナポータルを活用した日本型記入済み申告制度の導入を取り上げて検討してみたい。とりわけ(2)、(3)は、マイナンバー制度の活用などによりわが国の税制のデジタル対応を進めるものである。

V-1. 税負担の公平性の確保─経費控除の見直し

ギグ・ワーカーなどの雇用的自営業者と給与 所得者の区分があいまいになり、 副業・兼業も 広がっていく中、事業所得、給与所得、雑所得 という区分がどこまで正当性があるのか、十分 な議論を通じて、わが国の現行所得税制の見直 しにつなげていく必要がある。政府税制調査会 も、「給与所得と事業所得を明確に分ける意義 が薄れてきていることに加え、今後、ICT化 の進展等により働き方の多様化が進展すると見 込まれることを踏まえれば、こうした所得分類 による税制上の取扱いの差を解消することが一 層重要になるものと考えられる110。」と記述し ている。しかしそれには相当の時間がかかると 思われる。そこで本稿では、所得区分の問題を 棚上げしたうえで、異なる所得区分間での税負 担の公平性を図るというアプローチをとりたい。

その際まず問題となるのは、経費の取り扱い、 つまり給与所得者の給与所得控除とギグ・ワーカーの実額経費とのバランスの問題である。

給与所得者の経費控除である給与所得控除 は、勤務費用の概算部分に加え、「他の所得と の負担調整」も加味した特別控除と整理さ れ¹²⁾,一般的に実額の経費より過大になっている。「他の所得との負担調整」とは、サラリーマンに特有の事情(使用者の指揮命令に服して役務提供を行うことから、失業などの不安定性のほか、有形・無形の負担、拘束を余儀なくされる働き方など)によると公式に説明されているが、給与所得と(伝統的な)事業所得の所得捕捉の差(いわゆるクロヨン)が反映されたものと考えるほうが自然であろう。また、サラリーマン特有の事情として挙げられている事由は、ギグ・ワーカーにも当てはまる。

この結果、これまでは給与所得に分類される 方が税負担が少なくなるということで、裁判例 では、弁護士顧問料や非常勤講師の受け取る収 入¹³⁾など、給与所得として申告したが事業所得 とされた事例が多く見受けられる。

なお、クロヨンと呼ばれる所得の把握率の相違は、伝統的自営を対象にしたもので、プラットフォームを通じて労務を提供するギグ・ワーカー、雇用的自営者にもそのまま当てはまるのか、実証的な研究や検討が必要であるが、直感的には、他人を雇用するわけでもなく資本を使うわけでもなく主として自らの労務の提供を行い所得を得る活動には、経費面でクロヨンと呼ばれるような実態は比較的少ないと考えられる。

いずれにしても、ギグ・ワーカーと給与所得者との負担の不公平を是正する方向での見直しが必要で、それには2つの対処法が考えられる。

第1の方法は、平成30年度税制改正の方向を続けていくことである。30年度改正では、給与所得控除を10万円縮小して(図2参照)、その分を基礎控除に付け替えるという税制改革

¹¹⁾ 政府税調 2017年11月14日

¹²⁾ 政府税調 (2000)

¹³⁾ 最判 S60 年 3 月 27 日

が行われた(令和2年分から適用される)。これは、政府税制調査会の「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」(平成29年11月20日)に示されている「働き方の多様化を踏まえ、さまざまな形で働く人をあまねく応援する仕組みを構築することが重

要である」という考え方に沿ったものである。

過大となっている給与所得控除などの概算経 費控除を適正化(縮小)して,万人が適用を受 ける基礎控除を拡大していくという税制改革の 結果,給与所得者の税負担は変わらないままで, 事業者は基礎控除の拡大により課税最低限が引 き上がり負担軽減となる。

平成30年度与党税制改正大綱には、この改革(給与所得控除を削減し、その分を基礎控除に付け替えること)を今後も継続する旨の記述がある。しかしこの方法を推し進めて双方の負担の公平性を確保していくには、時間がかかるという問題がある。

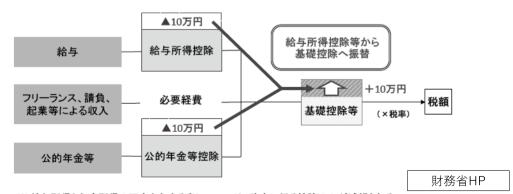
第2の方法は、伝統的自営とは異なるギグ・ワーカーを定義し、一定の所得水準以下の者に、給与所得控除と同水準の経費の概算控除を与える特例を作ることである。その場合、過大となっている給与所得控除のさらなる見直し(縮小)とセットで行うことが重要だ。ギグ・ワーカーの定義としては、インターネット、プラットフォーマーを経由して主として労務の提供をして所得を得る、サラリーマンと変わらない働き方をする者を対象とする。

参考となるのは租税特別措置法第27条の「家内労働者等の事業所得等の所得計算の特例」である。これは、家内労働者等の事業所得・雑所得(公的年金以外)の必要経費の合計額が65万円に満たないときは、65万円を必要経費として控除できるというものである。ちなみに、令和2年分(2020年分)から、先述のように、給与所得控除・公的年金等控除から基礎控除に10万円の振替が行われ、給与所得控除の最低

図2 基礎控除へのシフト

基礎控除への振替(令和2年1月施行)

- 我が国の個人所得課税は、<u>多様な働き方の拡大を想定しているとは言い難く</u>、<u>働き方や収入の稼得方法により所得計算が大きく異なる仕組み</u>となっている。
- 給与所得控除・公的年金等控除の一部を基礎控除に振り替えることにより、フリーランスや起業、在宅で仕事を請け負う子育て中の女性など、様々な形で働く人を応援することができ、働き方改革の後押しになる。



※ 給与所得と年金所得の双方を有する者については、片方に係る控除のみが減額される。

保障額が65万円から55万円に引き下げられる。これに伴い、家内労働者等の特例についても、平成32年分(2020年分)の所得税より、65万円から55万円に引き下げられる。

ここで定める家内労働者とは、「家内労働法に規定する家内労働者や、外交員、集金人、電力量計の検針人のほか、特定の人に対して継続的に人的役務の提供を行うことを業務とする人」とされ、ヤクルトの訪問販売員やヤマハ音楽教室のピアノの先生などが含まれる。こうした仕事を行う者とパート労働者(給与所得者)との課税上のバランスに配慮する観点から導入されたものである。

この特例を、役務の提供を中心とするネットワーカーにも適用拡大し、例えば300-400万円程度の収入の者については給与所得控除と同じ水準にしていくこととしてはどうか、という提案である。この結果、多くのギグ・ワーカーにも給与所得者と同じ経費を控除できることとなり、負担の公平性が向上するとともに、彼らの申告利便の向上にも役立つ。

ちなみに米国の税制は、給与所得者、事業所得者を区別せず概算控除と実額控除の選択制となっている。最近では、給与所得者と事業所得者に加えて第3のカテゴリーを創設すべきという議論があることは後述する。またギグ・ワーカーに対して特別控除を創設すべきとの提案もある¹⁴⁾。

OECD¹⁵は、シェアリング・エコノミー、ギグ・エコノミーに関して各国が導入している簡易な課税制度を紹介している。

英国は、エアビーアンドビーのホストなどの 資産の賃貸やウーバーの運転手などの事業所得 について、シェリング・アロウワンスと呼ばれ る最大1000 ポンドの特別控除を創設した。

デンマークは 2018 年, 個人の不動産の貸付から生じる所得について, 実額所得計算方式と概算所得計算方式の選択制を導入した。概算所

得計算方式は、賃料収入から基礎控除を差し引き、残りの60%を課税所得とするものである。 ノルウェー、イタリア、ハンガリーも短期賃 貸料に関して簡素な税制を導入している。

V-2. タックス・ギャップへの対応

第2に、タックス・ギャップへの対応である。 わが国ではタックス・ギャップに対する認識が 低くこの点への分析や対応が遅れていることは 先述したとおりである。

OECDペーパー¹⁶⁾は、タックス・ギャップへの対応策として、①納税者教育、②公表データの活用、③プラットフォーマーの任意の情報提供、④プラットフォーマーの義務的情報提供、⑤プラットフォーマーによる源泉徴収を上げている(図3参照)。以下では、そのうちプラットフォーマーからの情報提供である資料情報制度の拡充と源泉徴収制度の導入について検討したい。

V-2-1. 資料情報制度の拡充

個人(以下,納税者)は、給与支払者や金融機関などの「取引の相手方」から、給与や配当などの所得を受け取るが、税務当局は、納税者が所得を得る様々な取引について、「取引の相手方」(給与支払者や金融機関)に支払調書(法定調書)の提出を法律で義務付けており、資料情報制度と呼ばれている。税務当局は、納税者が税務申告した情報と、「取引の相手側」からの情報を、名寄せ・マッチングすることによって、適正な課税を担保・確保している。

先述したプラットフォーム経由で働く場合の 資金の流れや契約関係・取引を見ると、発注者 と受注者、消費者と提供者、個人と個人、個人 と事業者など多様な例が見受けられ、さらに市 場参加者の匿名性が高いので、だれがいつどこ でどのような取引を行った税務当局が知ること は容易ではない。そこで、情報の結節点ともい

¹⁴⁾ Kathleen Thomas (2018) は, standard business deduction の創設を提言している。

¹⁵⁾ OECD (2019)

¹⁶⁾ OECD (2019)

図3 タックス・ギャップへの対応 (OECD, The Sharing and Gig Economy: Effective Taxation of Platform Sellers 21)

行政 立法 全ての プラット フ つい ブラット (売主の) オ 請に基 Ī タ 提供者による情報の 教育プ 個人の売主についてのプラットフォ て源泉徴収をするプラットフォー 'n : ムの ・フォ による情報 クスコンプライアンス)場合の、ゴづくもの 一づくも ・フォ 個人売主の情報の自発的提供規定 П 1 公的データの グラム \mathcal{L} の 強制要件 提供者による、 の義務的提供規定 個 プラットフォーム (EOIR)を含む、個 特 義務的提供規定 定 利 を含む、 σ 苚 租 の 税指 た プラット 80 導 個 1提供者 0) 人 の の い に Δ

うべきプラットフォーマーからの支払い情報の 入手を可能とする資料情報制度の充実がタック ス・ギャップへの有効な対策となる。

プラットフォーマーは基本的には契約に直接 関与しないため、シェアリングサービスの提供 者(納税者)と購入者の契約の詳細については 情報を把握していない場合もあるが、一方で決 済インフラを提供する場合が多く. サービス提 供者の収入について把握していることが一般的 である。そこで、確定申告時にプラットフォー マーが管理している情報を税務当局に報告する ことを義務付ける資料情報制度の整備・拡充が 考えられる。さらにはプラットフォーマーが. プラットフォームを通じて販売をしたりサービ スを提供する者のマイナポータルに情報提供を 行い、それを e-Tax につなげたりするという 方法で確定申告を促すことが考えられる。この 点については、記入済み申告制度のところで詳 細する。

また. 資料情報制度の拡充は. プラットフォー

マーにとどまらず、取引の決済に関与する仲介業者からの情報入手も検討課題といえよう。

この点における諸外国の状況を政府税制調査 会海外調査報告書¹⁷⁾(筆者要約)から見てみよう(表2参照)。

フランスは、インターネットを利用した脱税 行為等に対応するため、2014年に税務調査に おける情報提供要請権限(コミニカシオン権) を見直し、対象となる情報や対象者の範囲を拡 大した。さらに2020年から、プラットフォー マーに対しサービス提供者の取引情報を税務当 局に提出することを義務付ける改正を行った。 対象を特定することなく、全プラットフォー マーに適用されるとされている。ただし国外は 適用除害されており、条約上の要請により外国 当局に提供を要請することになる。

エストニアでは政府が提供する企業会計システムが納税システムとリンクしており、法人税や付加価値税の申告に必要な情報がすべて提供される。2017年から、ウーバーが運転手の同

表2	先進国の情報入手	(政府税調資料の要約)

先進諸国の情報入手		
フランス	フランスでは、インターネット上で様々な取引の仲介等を行う事業者が、当該取引の当事者の収入等に係る情報を税務当局に報告する法定調書が2020年から導入される予定。 フランスでは、2014年に、インターネット取引を通じて稼得された所得に係る課税漏れの増加等に対応する観点から、調査対象者が特定されていない段階でも、税務当局が第三者に対し一定の条件を指定し、該当する取引情報等の提供を要請することが可能とされた。	
イギリス	イギリスでは、税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行う仕組みについて、2013年・2016年の法改正により、一定の条件の下で、情報提供要請の対象となる第三者の範囲が、様々な取引の仲介等を行う事業者等に拡大された。	
ドイツ	ドイツでも、判例に基づき税務当局が不特定の納税者に係る情報提供要請を行うことが可能であったが、2017年の法改正により、こうした権限が法律上明文化された。	
エストニア	2017年から、ウーバーが運転手の同意の下で、その運転手の収入情報を国税庁に提供し、国税庁が記入済み申告書に反映する仕組みを導入。	
スウェーデン	ウーバーを含めたすべてのタクシー業界について、各運転手が民間の報告センターに運転情報を報告し、国税庁は報告センターに情報の提供を求めることができる。	
米国	銀行やクレジットカード等の支払決済会社のほか、ペイパル等の第三者決済代行業者に対し、売上等の決済情報を税務当局に報告する法定調書が存在している。インターネット取引の拡大等を踏まえその提出範囲の拡大も提案されている。 また、法律に違反した可能性があると信じるに足る合理的な根拠が存在する場合などには、ジョン・ドゥ・サモンズ(不特定者に対する行政召喚状)という司法的手段による資料提出が可能。	

政府税制調査会資料を筆者加工

意の下で、その運転手の収入情報を国税庁に提供し、国税庁が記入済み申告書に反映する仕組みを導入した。

スウェーデンでは、国税当局がすべての情報を把握するというより、事業者が情報を適切に保存するよう促しつつ、必要に応じて情報提供を求めるという考え方を採用している。2017年から、信頼性向上のため、ウーバーを含めたすべてのタクシー業界について、各運転手が民間の報告センターに運転情報を報告し、国税庁は報告センターに情報の提供を求めることができる仕組みを導入した。

米国の資料情報制度は極めて詳細である。特 色的なことは、銀行やクレジットカード等の支 払決済会社のほか、ペイパル等の第三者決済代 行業者に対しても、クレジットカード取引等で支払を受ける者に係る情報の提出を求める制度を近年創設したこと¹⁸⁾、税務当局へ提供される情報は、納税者本人にも提供されなければならないこと¹⁹⁾である。インターネット取引の拡大等を踏まえその提出範囲のさらなる拡大について検討されている。

また、法律に違反した可能性があると信じる に足る合理的な根拠が存在する場合などには、 ジョン・ドゥ・サモンズ(不特定者に対する行 政召喚状)という司法的手段による資料提出が 可能となっている。

このように米国では、クレジットカード取引 なども含めた広範囲の資料情報制度を導入する ことにより、納税者の利便性の向上を図りつつ

¹⁸⁾ 内国歳入法典 6050W (2) は、カード決済取引や第三者ネットワーク取引の支払者に情報申告義務を負わせている。後者の場合、受領者に対する支払いが年間 2万ドルを超え、かつ年間総取引数が 200 回を超える場合である。

¹⁹⁾ 伊藤公哉 (2017)

自主的な申告を促しているといえよう。

一方わが国の資料情報制度は基本的に税務当局への義務付けであり、納税者への情報提供は給与など一部を除き義務付けされていない。この点、後述する日本型記入済み申告制度を考えていく上で、わが国の資料情報制度の見直しを視野に入れていく必要がある。そのことが税制のデジタル化を進めることにつながる。

なお,筆者の出張面談²⁰⁾では,エストニアとフランスで以下のことが判明した。

エストニアでは、ウーバー本社(オランダ) と直接交渉して、エストニアでの運行許可と引 きかえに、運転手の同意を得たうえで、その収 入情報を入手することに成功した。

フランスでは、2020年からプラットフォーマーから取引情報を国税当局に提出することが法律で義務付けられたが、ウーバーについては、本社があるオランダの課税当局との情報交換制度(CRS)によって、フランスで運転する者の収入情報を任意で入手する方向で検討を進めている。

わが国も、基本的にはこのような諸外国の制度を参考にしながら資料情報制度の拡充を進めてきた。

平成31年度改正で、税務当局が任意形で情報提供を求める法律上の根拠(国税通則法)を作り対応した。加えて高額や悪質の場合には、必要最小限の範囲で、より実効性を持つ形で照会できることとする一方で、事業者・納税者から不服申立てができるような制度も導入された。これらの法律改正は、その第一歩ととらえることができる。

また令和2年の申告から、仮想通貨の取引について自主的な納税者の申告を促すため、仮想通貨交換業者から納税者に取引データの提供が行われ、納税者はそれを専用アプリに取り込んで仮想通貨取引による利益を自動計算し、納税者がe-Taxで申告する制度が構築された。こ

れはプラットフォーマー(この場合は仮想通貨取引所)が、そこから支払いを受ける者(納税者)に電子的に情報提供を行い、それを納税につなげる方法の初めての試みととらえることができる。先述のOECDペーパーの分類にいう自発的な情報提供である。

今後タックス・ギャップの拡大防止や納税者の申告利便の拡大のためには、取引金額や取引件数を考慮しつつ一定規模以上のプラットフォーマーに対して資料情報の提供義務付けが有益だ。もっとも、新たに法定調書を導入することは、中小規模の事業者・プラットフォーマーに与える負担が大きく事業発展の阻害となる可能性もある。まずは高額や悪質な無申告者事業者が保有する情報照会から始めて順次範囲を拡大していくというように順序だって広げていく必要があろう。

問題は、ウーバーやエアビーアンドビーといった国境を越える海外のプラットフォーマーから どのように情報を入手するかという点である。

国外の事業者(外国のプラットフォーマー)が保有する情報については、外国の税務当局から租税条約に基づく情報交換によって対応することが基本である。その場合、要請国側の国内法で同様の情報の取得ができない場合には要請に応じない場合もあるため、国内の法整備も行う必要がある。また消費税の分野において国内に事務所等を有しない納税義務者には国内の納税管理人を活用することとなっているが、ここを通じての情報入手も考えられる。

この点について OECD では以下のような議 論が行われている²¹。

各国が必要とするタイミングで、各国の個別の様式で情報提供することはプラットフォーマーへの負荷が大きいので、プラットフォーマーとの間で各国が共通様式で情報を入手する方向で検討する必要があるとして、具体的に以下のことが記述されている。

²⁰⁾ 各国の面談相手については参考を参照

²¹⁾ OECD (2018)

「外国のプラットフォーマーからの情報入手 の対応策として. ①納税者教育と自己申告制度 の充実、②プラットフォーム決済に関する第三 者からの情報の取得、③これらを源泉徴収制度 や記入済み申告制度につなげる可能性の検討が 必要である。その上で、税務当局が国境を越え て運用している大手プラットフォームと情報提 供の共通化に向けた協議の実施などについて. 2018年の完了を目指し協力すること。最終的 には、すべてのプラットフォーマーによるプ ラットフォーム利用者の居住地の税務当局に対 する、利用者、トランザクション、および収入 に関する情報提供の標準化について多角的合意 を図ること。共通報告基準 (CRS) による非居 住者金融口座情報の交換と類似のスキームを検 討していくことが合意された。」

V-2-2. 源泉徴収制度の活用

次にOECDレポートで記述しているプラットフォーマーや仲介金融機関への源泉徴収制度の導入をどう考えるべきか。これを考えるにあたっては、税務当局にとっての利点であるタックス・ギャップの縮小という観点だけでなく、納税者自身の利便の向上という観点からの検討も必要となる。源泉徴収には、納税者側にも納税資金の確保や申告の簡素化といったメリットがあるので、その点も考慮する必要があるということである。また、小規模の場合には、源泉徴収により申告不要にするような制度設計も可能である。また、源泉徴収義務はプラットフォーマーが負うことが基本となるが、エストニアのように金融機関に義務を負わせる仕組みも考えられる。

OECD レポートは、源泉徴収制度をギグエコノミー・シェアリングエコノミー発達の下で、タックスコンプライアンスを向上させるための手段の一つととらえ、概要以下のように論じている。

源泉徴収制度のメリットとして、当局にとっ

て低いコストで効果的にタックスコンプライアンスの向上を図ることが可能なこと、単に勤労性所得への適用だけでなく不動産所得など資産性所得への適用も可能となること、納税代理人を通じて国外のプラットフォーマーにも適用拡大が可能となること、納税者の数を減らすことによる租税債権の回収の合理化が図れること、納税者に租税債務に対する関心・理解を植え付けることができることなどを挙げている。

一方でデメリットとして、源泉徴収税率、課税最低限、限界税率などの制度設計如何によって効率性が異なること、還付が生じ却って納税コストが上昇しかねないこと、納税者が多数のプラットフォームを使う場合には煩雑となること、などを挙げている。

また、労務提供者や販売者などの納税者側が、納税手間の簡素化の観点から源泉徴収制度の導入を望む可能性についても触れ、そのうえで、プラットフォーマーのコストを減らす制度設計の必要性、申告納税との選択性の導入の是非などを検討すべきであるとしている。

OECD はプラットフォーマーによる源泉徴収の導入例として、イタリアとメキシコの例を挙げている²²⁾。

イタリアでは、個人による短期賃貸(民泊)に対して源泉徴収制度を選択的に導入している。具体的には、プラットフォーム経由の短期賃貸について支払い時にプラットフォーマーが21%を源泉徴収し、納税者は、申告の際に、ネット所得で総合課税するか21%の分離課税かを選択できる制度を導入している。

メキシコでは、輸送サービス、食品の宅配を 行う個人事業者に関して、仲介するオンライン プラットフォーマーが、個人事業者の所得税と 付加価値税を計算し源泉徴収を行っている。

筆者は英国とエストニアの税制当局から,以下のような情報を入手した。

イギリスは、年末調整(PAYE)の国で、多くのサラリーマンは、わが国と同じく会社によ

る年末調整があり、税務申告にいかなくてもよ い制度となっている。財務省の付属機関である OTSで検討しているのは、この制度を拡張し て、ウーバー本社とウーバーの運転手を PAYE システムの中に取り込み, (現在 PAYE で完結 している副業の) 運転手が改めて申告しなくて もよい制度の構築である。具体的には、HMRC (英国歳入税関庁) がウーバーを登録させたう えで、納税代理人に指定し、ウーバーはドライ バーの収入だけでなく、月々の運転距離に応じ た平均的なガソリン代や使用車種からの平均的 な維持費と減価償却費を控除しドライバーの所 得を計算して源泉所得税を納付するシステムで ある。プラットフォーマーが源泉徴収を行うこ とができれば、ドライバーは年末に納税申告書 を提出する必要がないということで、納税者が 選択できる制度として導入したい意向である が. 中期的な課題である²³⁾。

エストニアは、個人事業者が国税当局に登録した銀行口座を開設し、その口座に振り込まれた収入の20%を銀行が源泉徴収し税務当局に収めれば本人は申告不要という簡素な方法を、自主申告制度との選択として導入している。ウーバーの運転手や家庭教師やベビーシッターなどの小規模個人事業者にも適用される。

これらはタックス・ギャップへの対応というだけでなく、少額の納税者に対して申告の手間を軽減するための施策であると同時に、少額の稼得者を申告から解放することで税務当局のリソースを他のより有効な分野に振り向けることも狙った措置である。

米国でも源泉徴収制度について導入に向けた 議論が行われて、法案も提出されている。

Debra A. Haaland らは 2019 年 12 月 12 日, Gig Is Up Act を提出し、その中で"Payroll Tax Withholding for Certain Independent Contractors"として、(雇用者に該当しない)独立契約者に対する一定の報酬の支払いについて、雇用関連諸税の源泉徴収制度を内国歳入法典§ 3128として創設することを提案している。また議会スタッフペーパー²⁴⁾の中で、ギグ・ワーカーを、雇用契約に基づく雇用者(employee)と、契約に基づく自営業者(independent contractor)との2類型とは別の第3類型である独立労働者(independent worker)と位置付けて、プラットフォーマーに社会保険料負担などの義務付けや、雇用者と同じく源泉徴収を行うことなどを内容とした議論が行われている²⁵⁾。

注目すべき点は、源泉徴収を導入することが ギグ・ワーカーにとってもメリットになるとい うことを強調している点である。個人事業者は 4半期ごとの予定納税の義務を負うが、源泉徴 収される雇用者は年1回の申告で済むので、源 泉徴収制度の導入は、ギグ・ワーカーにとって 納税の負担が軽減される。そうなれば勤労意欲 も促進される。巨大プラットフォーマーは、す でにフルタイム労働者の源泉徴収システムを いこフルタイム労働者の源泉徴収システムを しており追加的なコストはかからない、という 議論である。実際、プラットフォーマーである Etsy²⁶⁾が、100万人を超えるその労働者(およ び他のギグワーカー)に対する追加的な源泉徴 収制度を近年主張している。

米国 IRS は、情報申告制度のみの対象となる納税者よりも情報申告制度および源泉徴収制度の対象となる納税者の方が、過誤申告の割合が少なく、タックスコンプライアンスが優れていると分析している。とりわけ2011年から2013年の申告について、2019年に資料を公表し²⁷⁾、情報申告制度または源泉徴収制度のいず

²³⁾ なお Office of Tax Simplification (2016), Office of Tax Simplification (2017), Office of Tax Simplification (2018), Office of Tax Simplification (2019) 参照。

²⁴⁾ Sarah A. Donovan et al. (2016) "What does the gig economy mean for workers?"

²⁵⁾ Seth Dharmsala B. Kreger's Proposal for Modernizing Labor Laws for Twenty-First Century Work: The Independent Worker" (2015.12.7)

²⁶⁾ ハンドメイド, ビンテージ商品などの交換サイト, わが国でも運営。

れにも服さない所得の所得税においては55%, 情報申告制度に服する所得については17%, 重要な情報申告制度に服する所得については 5%,情報申告および源泉徴収制度に服する所 得については1%と過誤申告の割合を算定して いる。

ノースカロライナ大学の Thomas 准教授は、大規模なプラットフォーマーは、ギグ・ワーカーより多くの資金を有し、多数の納税者と取引を行っており、事業能力も優れていることを理由に挙げ、ギグ・ワーカーの所得税の源泉徴収をプラットフォーマーに求めるべきだと論じている²⁸。

メリットとして、源泉徴収がギグ・ワーカーのタックスコンプライアンスコストの多くを除去すること、納税者は還付を受ける場合が多く出てくるので申告のインセンティブが高まること、結果として申告水準の向上につながっていくこと、納税者にとって現行の四半期ごとの予定納税制度より負担がかからないこと、プラットフォーマーはすでに、フルタイム労働者の源泉徴収システムを有しており、独立契約者についての課税情報も情報申告書(1099s)を発行していることなどを挙げている。

また独立契約事業者へグロスで行う源泉徴収制度の拡大については、本来ネットであることを勘案して制度設計を考えるべきだとして、ネットの所得をグロスの所得の40%、適切な税率を(所得税および自営業税で合計して)37%と推計し、グロスの所得額に対する源泉徴収税率を6~16%とする案を提案している²⁹。

また,支払者と受給者の間に介在する銀行などの第三者に,税の支払いを仲立ちする制度も

有益だとしている。具体例として、ウーバーのドライバーが、銀行との合意により、口座からの引き出しに源泉徴収を受ける仕組みを挙げている。この仕組みでは、納税者は納税のための時間や努力を費やす必要はなく、納税資金を用意する必要もない、事業口座から源泉徴収された金額をチェックすれば税引後の利益がわかるなどのメリットがあるとしている。

最後に、ウーバーやタスクラビットのような 巨大なプラットフォーム企業にとって、労働者 のタックスコンプライアンスを単純化すること で働く意欲が促進され、またプラットフォー マーをより働く場として魅力的にするから、労 働者に対する源泉徴収の便益は源泉徴収の経済 的費用を超えうるとしている。

シェアリング・エコノミー, ギグ・エコノミー は、事業者・労務提供者・プラットフォーマー の三者からなり、情報や資金の結節点となるの はプラットフォーマーである。彼らにそれなり の責任を負わせることが、タックス・ギャップ の拡大を防ぐという観点だけでなく納税者の利 便性の拡大、ひいてはプラットフォーマーの利 益につながるという観点からも重要となる。英 国 OTS で検討されているような源泉徴収のみ で課税関係が終了(申告不要)したり、申告と の選択制というような制度設計がヒントとな る。一方、「その支払いがそもそも源泉徴収の 対象となるかどうか(契約当事者間における真 実の法律関係または事実関係)を判断するのに 十分な情報を適時に収集し正しく認識できるの かという点を考慮すべき」という指摘300もある。 そこで、源泉徴収の要否をプラットフォーマー が個別に判断する(要否について取引・役務提 供の内容をメルクマールにする)のではなく、

²⁷⁾ Internal Revenue Service, Federal Tax Compliance Research: Tax Gap Estimates for Tax Years 2011–2013, available at: https://www.irs.gov/pub/irs-pdf/p1415.pdf.

²⁸⁾ Kathleen Delaney Thomas (2018). Kathleen Delaney Thomas (2019). 小規模事業者に限定したグロスの収入に対する定率の控除 (Standard Business Deduction, SBD) の創設も提言している。

²⁹⁾ グロスの収入に概算経費を適用する方法も考えられる。さらに進んで、源泉徴収で申告不要、事実上の源泉分離課税制度となれば納税者・課税当局双方の利便性が高まるという議論もありうる。 30) 伊藤公哉 (2017)

取引の態様(プラットフォーマーを介しているかどうか)に応じて判断するようにすることについても検討していく必要がある。またプラットフォーマーの中には資金の流れに関与しない場合もあるがその場合にはどうするのか、プラットフォームを介さない場合との中立性はどうするのかといった検討も必要となる。

いずれにしても、プラットフォーマーに過度 の負担を強いることにつながらないように配慮 することは必要であり、手順を踏んで拡充して いくことが必要だ。

新型コロナウイルス問題で、世界的にフリーランスへの所得補償をどうすべきか問題となったが、伝統的自営業者よりは雇用者に近い働き方をするギグ・ワーカー(フリーランスを含む)を、雇用者に近いカテゴリーとして位置付け対応を考えることの重要性が浮き彫りにされたともいえよう。

V-2-3. 申告手間の簡素化-マイナポータルを活用した日本型記入済み申告制度

多くの先進国では、納税者と国税当局とが直接ポータル・オンラインでつながっているので、記入済み申告制度が発達している。この制度は、税務当局が、雇用主や金融機関等から提出された情報、たとえば源泉徴収票などの法定資料の記載内容である、収入金額や源泉徴収額などをあらかじめ申告書に記入して納税者に送付し、納税者はその内容を確認、必要に応じ修正して送付することで申告が終了する制度である。EUの資料によれば納税者サービスの一環として34か国中28か国が導入している310。

税務当局にとっても、申告書の収受後に申告 内容を審査する従来の方式に比べて、申告間違 いや記入漏れ、申告漏れといった納税者の単純 なミスが予め防止できるため、申告書収受後の 事務が効率化されるという大きなメリットがある。

導入の最も進んでいるスウェーデンでは、図

4に示したように税務当局から送付されてきた 申告書に、給与、利子所得、配当所得などと並 んで、支払税額(国税・地方税)、税額控除額 などが記入さており、納税者の税の過不足額 (追加納税額や還付額)まで計算・記入されて いる。

エストニアでは、納税者の申告に必要な情報がほぼ100%記載されており、個人の申告の90%以上が記入済み申告を行っている。ウーバーなどのプラットフォーマーとも納税者の税務申告プロセスを連動させ、納税申告書に収入情報などを事前記入させている。

イギリスでも記入済み申告制度については現 在準備中であり、近々の導入が予定されている。

フランスでは記入済み申告制度は、給与所得と投資所得の2つを対象に導入されている。納税者は記入された収入について、経費の実額か、10%の概算控除かを選択して控除欄に記入し税額計算をする。またシェアリング・エコノミーについては、記入済み申告というより、納税者への情報提供サービスという形で対応しているとのことであった³²⁾。

なお記入済み申告制度については、17年6月19日に政府税制調査会が海外調査報告書を 公表している。

一方わが国では、税務当局が法定調書の範囲 内で、納税者の申告内容と取引相手方の法定調 書の内容をマイナンバーを通じてマッチングさ せているので、国税当局が個々の納税者ごとに 情報を振り分け事前に返していくシステムを作 り上げることに制度上の問題があるわけではな い。しかし現実にこのようなシステムを作るこ とには相当な準備と手間・コストが必要になる し、一部国民の反発も予想される。

このようなわが国特有の事情を考慮すると、マイナンバー制度におけるマイナポータルとe-Tax を活用して申告につなげる方式を構築していくことが現実的である。具体的には、あら

³¹⁾ OECD (2017) "Tax Administration 2017" は各国の導入状況などを比較している。

³²⁾ 出張面談による

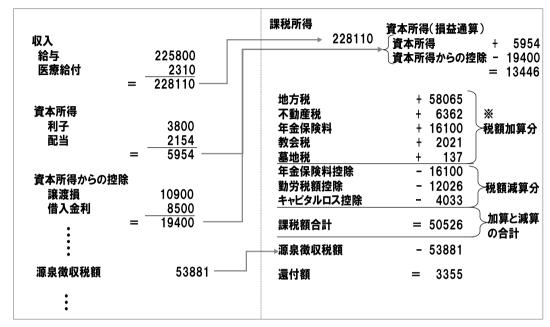


図4 スウェーデンの記入済み申告書 (イメージ)

※1 スウェーデン国税庁からのヒアリングの際に入手した記入済み申告書サンプルより作成

※2 イメージの中の「矢印」「注書き」は事務局による記載

(出典:金融税制・番号制度研究会作成)

ゆる納税に必要な情報を、納税者のマイナポータルに集約化し、それに基づいて e-Tax で申告をするという方法が、最も国民の抵抗も少なく、効果的・効率的であると考える。イメージは図5のとおりである。筆者はこのような制度を「日本型記入済み申告制度」として導入することを数年にわたり提言してきた330。

具体的には、マイナポータルの「情報提供等開示システム」や「電子私書箱機能」を活用することにより、保険者からの医療支払情報、生・損保の保険料控除、住宅ローン控除に必要な証明書などの電子的受取りを可能にしてこれをe-Tax と連動させて申告につなげる仕組みである。さらに、シェアリング・エコノミーやギグ・エコノミーへの対応ということでは、プラットフォーマーからポータルに自主的な情報提供を行わせることが検討課題となる。

マイナポータルは、納税者個人のものであり、 税務当局が関与するものではないだけに、国民 も受け入れやすい。クレジットカードなど民間 の決済サービスと連動する「電子決済機能」を 使って納税まで可能になる。

2018年11月7日の政府税制調査会「経済社会のICT 化等に伴う納税環境整備のあり方について」の参考資料を見ると、将来的にはこの方向に沿った形で進んでいくことが読み取れる。国税当局が納税者に直接情報を記入する本来の(欧州諸国の)記入済み申告制度とは異なるが、わが国の実情に合った対応ということであろう。

このようなシステム作りは、シェアリング・エコノミーやギグ・エコノミーへの対応というだけでなく、サラリーマンが副業・兼業で所得を得て税務申告が必要となる場合の利便性にも

³³⁾ 金融税制・番号制度研究会各年報告書

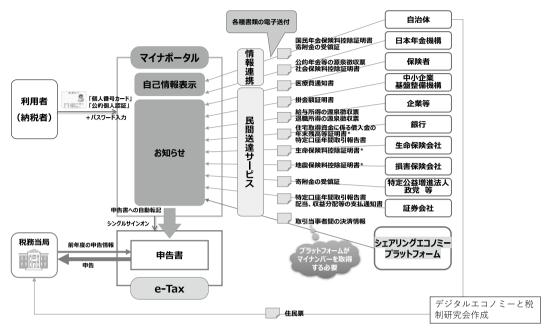


図5 日本型記入済み申告制度のイメージ

*生命保険料控除証明書、地震保険料控除証明書、住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書は、当面は年末調整の対象

役立つものである。会社の行う年末調整については、保険料控除申告書などのデータを個人 (従業員)がマイナポータルなどで入手し会社 に提出する仕組みが 2020 年から始まる。

個人の確定申告についても、納税者がポータルを通じて申告に必要な所得控除関連の資料を簡単に入手し、その情報データを直接 e-Taxにつなげる仕組みが構築されている。医療費控除については、納税者がポータルを通じて保険者から医療情報を取得し、e-Tax ヘアップロードする医療費控除のデータ連携が 2017 年確定申告分から始まっている。

今後,生命保険料控除の証明書,住宅取得資金残高証明書,特定口座年間取引報告書など民間事業者とマイナポータルを連携させて,紙の提出が不要になる。この点は,2020年分の確定申告からの対応を準備中である。

このような日本型記入済み申告制度の導入 は、給与所得者が選択的に自主申告をする制度 に向けての道を開くことにもなる。現在サラ リーマンが給与所得控除の半分を超える特定の 支出をした場合に経費の実額控除が可能な特定 支出控除制度があるが、必ずしも使い勝手がいいとはいえない。今後も給与所得控除の水準の 見直しが続く中で、特定支出控除の適用範囲を 広げていけばサラリーマンの申告件数は増えて いく。自ら納税額を確定する自主申告制度は民 主主義の原点であり、それによって、行政サー ビスや公共事業に対する関心も高まると考えられる。e-Tax やマイナポータル(日本型記入済 み申告制度)の活用により税務当局の負担も軽 減されるので、申告増加に対する懸念も払しょ くされる。

Ⅵ. 最後に―デジタル経済にふさわしい税制とシステムの整備を

以上は税制上の課題だが、クラウドワーカー たちのセーフティーネット、社会保障の整備も それに劣らず重要である。雇用形態別に縦割り に構築されているわが国の社会保障制度を働き 方に応じて修復していく作業である。

正確な所得情報の把握は、タックス・ギャップの解消という税務当局の要請によるものだけでなく、所得情報を社会保障官庁と共有することにより、様々な社会保障給付の適用条件の審査に活用していくことを可能にする。さらには、税と社会保障を一体的に運営する給付付き税額控除制度³⁴⁾を導入し、そのインフラとして所得情報を活用するなど社会保障・税一体改革の基礎となるべきである。

その際の基盤となるのは、2016年1月から始まったマイナンバー(社会保障・税番号)制度である。この制度は、税務・社会保障・災害の分野で、「公平・公正な課税」や「社会保障負担・給付の公平化・効率化」という目的での活用として導入されたが、税と社会保障が一体的に連携して運用できるようにはなっていない。支払調書への付番など課税面における国民から政府への一方的な情報提供(「公平・公正な課税」)には活用されてきたが、もう一つの柱である「社会保障負担・給付の公平化・効率化」には活用されていない。

例えばわが国の社会保障制度には、児童手当、介護保険料など所得基準が採用されているが、所得基準を満たしているかどうかの判断の際に、所得に紐づいたマイナンバー(番号)を活用することは行われていない。番号の活用が法律で厳しく制限されているため、番号と紐づいた所得情報と社会保障制度とを有機的に連携さ

せることができないのである。連携させるためには、現行の番号法(「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」)を変更して、実際の給付や負担の事務を行う自治体等の職員が税務情報(所得情報)を活用できるようにする必要がある。

新型コロナウイルス対策で国民への給付に多くの日数がかかることが問題となったが、番号を活用する制度とシステムを構築していくことの必要性を物語っている。今回のような緊急時こそ、国民に効果的で効率的な社会保障制度、デジタル時代のセーフティーネットの提供ができるよう番号制度を見直していく必要がある。

以上見てきたように、第4次産業革命による 社会変革の中で安倍政権の掲げる「働き方改革」 を実行あるものにするためには、シェアリング・ エコノミーやギグ・エコノミーに柔軟かつ適切 に対応する税制・社会保障制度の構築が急務で, そのカギを握っているのがマイナンバー(番 号)制度である。さらに預貯金口座付番も進め ていく必要がある。2018年1月に番号と銀行 口座をひも付ける制度が始まってから2年過ぎ たが、「義務付け」ではなく「任意」の形で行 われているため、遅々として進んでいない。口 座付番が進めば、社会保障負担を、フローの所 得だけでなくストックの預貯金・資産を勘案す る制度に改めることもでき, 社会保障の効率化 につながる。2015年6月に閣議決定された、「経 済財政運営と改革の基本方針 2015 | (骨太方針 2015) では、「医療保険、介護保険ともにマイ ナンバーを活用すること等により、 金融資産等 の保有状況を考慮に入れた負担を求める仕組み について・・検討する」と記述されているが、

³⁴⁾ 給付と減税を組み合わせて,勤労インセンティブを高めようとする制度。 森信(2008),森信(2010),森信(2015)参照。

その後進捗はしていない。

証券口座については、ほふり(証券保管振替機構)が直接、住基ネットから顧客の個人番号をまとめて取得し、証券会社や株式等の発行者(企業)に提供できる仕組みが導入された。銀行口座(預貯金口座)への付番については、ペイオフの際に名寄せが必要となる預金保険機構を活用して進めてはどうか。また、口座付番のディスインセンティブ、例えば付番を拒否する場合には利子所得に対する源泉徴収割合を引き上げることなども検討に値する。

働き方改革は安倍政権の最優先課題となっている。残業時間の罰則付き上限規制の導入や同一労働・同一賃金の導入などは、労働の質を高め生産性の向上につながり、わが国経済構造改革にもつながる。また、長時間残業や人手不足の解消だけでなく、余裕時間を活用した子育で・ワークライフバランスの改善、自己学習機会の

向上などあらゆる分野に好影響を及ぼし、わが 国経済社会のクリエイティビティー(創造力) の向上につながっていく。しかし「働き方改革」 には、それを裏打ちする社会保障と税制の見直 しがセットで行われる必要があり、第4次産業 革命による社会変革に柔軟に対応するような具 体的な税制・社会保障制度の構築、デジタル・ セーフティーネットの構築が急務である。

プラットフォームというのは、今日のイノベイティブな発明で、多くのビジネス機会と雇用を生み出す「金の卵を産むガチョウ」といえる。彼らをうまく育成していくためには、ビッグ・データをより活用しやすくする規制緩和と、国民のプライバシーや中小事業者を守る規制強化をバランスよく進めていくことが必要である。同時に、巨大プラットフォーマーに、その存在にふさわしく、より多くの責任を求めていくことが向かうべき方向といえよう。

参考

面談者(肩書のみ)2018年9月17-20日 エストニア財務省 Head of Tax Department, Estonian Tax and Customs Board フランス財務省 DGFiP Senior Tax Officer, Tax department 英国財務省 Tax Strategy officer,Business & International Tax Group, HM Treasury 英国OTS Tax Director, Office of Tax Simplification

参考文献一覧

財務省ホームページ 「基礎控除への振替」 https://www.mof.go.jp/tax_policy/ summary/income/b07.htm (最終アクセス日 2020 年 4 月 21 日)

政府税制調査会各年の答申(https://www.cao. go.jp/zei-cho/index.html から入手可能)。

同(2000年7月14日)「わが国税制の現状と 課題-21世紀に向けた国民の参加と選択」 同(2016年6月19日)海外調査報告(米国, カナダ,英国,フランス,エストニア,スウェー デン,韓国)

同(2016年11月7日)「働き方の選択に対して中立的な税制の構築をはじめとする個人所得課税改革に関する論点整理(第一次レポート)|

同(2016年11月14日)「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」同(2017年11月14日)「経済社会の構造変化を踏まえた税制のあり方に関する中間報告」同(2017年11月20日)「経済社会の構造変化

- を踏まえた税制のあり方に関する中間報告②」 同(2017年11月20日)「税務手続の電子化に 向けた具体的取組(国税)」
- 同(2018年6月19日)海外調査報告(フランス、イギリス)
- 同 (2018年6月19日) 海外調査報告 (エスト ニア、スウェーデン)
- デジタルエコノミーと税制研究会報告書(2018年11月)「デジタルエコノミーと税制の課題」 (http://www.japantax.jp/teigen/index. htm)
- 同(2019年10月)「デジタルエコノミーと税制―ギグエコノミーと国際課税」
- 金融税制・番号制度研究会報告書(各年) いずれもジャパン・タックス・インスティ チュートのホームページhttp://www. japantax.jp/teigen/index.htm から入手可能
- 伊藤公哉 (2017)「シェアリングエコノミーの 拡大に伴うタックスギャップへの制度対応」 (上)(下), 税務弘報 2017 年 11 月号, 12 月号
- マクガバン著, 斉藤裕一訳 (2018) 「ギグ・エコノミーの襲来」 (CCC メディアハウス)
- 森信茂樹 (2008)「給付つき税額控除」(中央経 済社)
- 同(2010)「日本の税制 何が問題か」(岩波書店)
- 同(2015)「税で日本はよみがえる」(日本経済 新聞出版社)
- 同(2019)「デジタル経済と税」(日本経済新聞 出版社)
- Department for Business, Energy & Industrial Strategy (2018) "The characteristics of those in the gig economy; Final report."
- European Commission "Tax Policies in the European Union 2016 Survey"
- European Commission (2016) "Communication

- from the Commission to the European HM Government (2018) "The experiences of individuals in the gig economy."
- Internal Revenue Service, Federal Tax Compliance Research: Tax Gap Estimates for Tax Years 2008–2010 Report,
- Internal Revenue Service, Federal Tax Compliance Research: Tax Gap Estimates for Tax Years 2011-2013.
- Kathleen Delaney Thomas (2018) "Taxing the Gig Economy"
- Kathleen Delaney Thomas (2019) "The Modern Case for Withholding"
- OECD (2018) "Tax Challenges Arising from Digitalization – Interim Report 2018 Inclusive Framework on BEPS"
- OECD (2019) "The Sharing and Gig Economy: Effective Taxation of Platform Sellers"
- Office of Tax Simplification (2016) "The 'Gig' economy; An Office of Tax Simplification Focus paper."
- Office of Tax Simplification (2017) "The 'Gig' economy what does it mean for tax?"
- Office of Tax Simplification (2018) "Platforms, the platform economy and tax simplification."
- Office of Tax Simplification (2019) " Tax reporting and payment: Simplifying tax for self-employed people and residential landlords"
- Parliament, the Council, the European economic and social committee and the committee of the regions; A European agenda for the collaborative economy."
- Shu-Yi Oei (2018) "The trouble with gig talk: choice of narrative and the worker classification fights"